

# 全国司法書士女性会FAX通信323号 (2022年10月号)

発行責任者 会 長 鵜 川 智 子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階

司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail [takatsuki@office-ukawa.jp](mailto:takatsuki@office-ukawa.jp)

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

司法書士制度150周年記念式典に参加して

全国司法書士女性会 理事 布田日斗美

2022年8月3日の司法書士の日に東京ホテルニューオータニで司法書士制度150周年記念式典が行われました。当初全国司法書士女性会からは会長と副会長の宮原さんと私がこの記念式典に参加の予定でしたが、残念なことに鵜川会長は体調不良のため欠席となりました。

この日東京は35度を超える猛暑日で、私は四ツ谷の駅から上智大学のキャンパスの横を通り、ホテルニューオータニまで歩いたのですが、北国育ちの私は汗が滝のように流れ、わずかな時間の間にすっかり日焼けしてしまいました。

今回の記念式典はコロナ禍での開催となり、全国から司法書士会の会長等が大勢出席し、第2部では飲食も伴うということで、参加者全員に抗原検査が義務づけられました。第2部の懇親会の会場では当日欠席をした方がいたのでしょうか、空席もあったので、やはり検査の結果慎重な対応をされた方もいらっしゃったようです。

さていよいよ記念式典の第1部が始まりました。オープニングに「司法書士の歩み」の動画が放映されました。この動画では司法書士の歴史が放映されました。第1部はネットを通じて全国に配信されたので、ご覧になった方も多いかと思います。

私の実家は四代続く司法書士の家系で、明治16年生まれのお祖父の事務所は裁判所内にあったと聞いています。札幌の土地家屋調査士会の初代会長も務め、当時測量は歩数で行っていたそうで、小柄なお祖父では土地の面積が標準よりせまかったのではないかと想像してしまいます。昭和8年生まれの父の時代は、いわゆる認可制度の時代で、合格してから3年以内の開業が義務づけられていました。私は司法書士の試験に昭和59年に合格したのですが、補助者を含めて8年ほど仕事をした後、札幌から秋田に引越をし、地縁血縁のない土地での司法書士の開業は無理と思い、15年ほど専業主婦として生活しました。認可の時代だったら私が再び司法書士の仕事をすることはなかったと思います。その様なことを思い出しながら、天国にいるお祖父も父もこの式典を見守ってくれていると思うとこの「司法書士の歩み」の動画を見た時は涙が出てきました。

主催者を代表して日本司法書士会連合会の小澤会長からの挨拶の後、当初の予定では岸田内閣総理大臣が挨拶する予定になっていましたが、あいにく臨時国会の開催初日とぶつかってしまい、来場していただくことはできず祝電が披露されました。最高裁判所長官の代理に小野寺様の祝辞、古川法務大臣の祝辞、そして司法書士制度推進議員連盟の河村会長の代理で木原議員の祝辞が続きました。その後早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授が「司法書士制度の150年を顧みる」との題で基調講演が行われました。宮原副会長と私は最前列に座り熱心に山野目先生の講演に耳を傾けました。

私が再び司法書士の登録をしたのは平成15年でちょうど司法書士に簡裁代理権が付与された時でした。2回目の登録の時につくばで新人研修が行われ、山野目先生の講義を受けたことをなつかしく思い出しました。式典の前に山野目先生にご挨拶をする機会に恵まれ、後見制度について少しお話をしました。「民法改正やりますよ。」と力強いお言葉をいただきました。現在成年後見制度については必要な時だけの成年後見制度ということが議論されており、私の考えているスポット後見

人なるものが、もしかしたらそう遠くない将来に実現するかもしれないと勇気ができました。また私は日司連の後見対策部の未成年後見WTの部委員でもあるので、未成年後見制度についてもいろいろ課題があると山野目先生にお話しました。民法では成年後見と未成年後見が同じ条文で規定されているものが多いが、成年後見のついでに未成年後見も論ずるというものでは決してなく、未成年後見制度については、それはそれで独立して議論していなければならないと山野目先生はおっしゃっていました。私もそれはそのとおりだと強く思いました。

配られた山野目先生の基調講演のレジュメには司法書士制度の150年を顧みる

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 司法書士法第1条を読む       | (2) 不動産登記の業務を顧みる         |
| (3) 不動産登記の業務を展望する     | (4) 商業登記・法人登記の業務を顧みる     |
| (5) 商業登記・法人登記の業務を展望する | (6) 成年後見の業務を顧みる          |
| (7) 成年後見の業務を展望する      | (8) 裁判事務を顧みる             |
| (9) 裁判事務を展望する         | (10) これまでの150年、これからの150年 |

と10の項目が書かれてありそれぞれクイズがありほとんど3択で答える形になっていました。不動産登記の業務を顧みるでは明治期の登記茶屋で酒食が提供されていたことや、渋沢栄一の功績が語られました。不動産登記業務の展望のお話として、相続における司法書士の中立型調整業務への期待が語られました。商業登記・法人登記に関しては約240種類もの法人があるとのお話が印象に残りました。また現在の相続制度に存在し、かつ、戦前の相続制度に存在しなかった概念として遺留分侵害額請求権のお話をされました。ユーモアを交えながら、司法書士制度のこれからの150年も応援していただいているような有意義な講演でした。

基調講演の後は日本司法書士史(平成前記編)の完成出版の発表が行われ、私はちょうど司法書士を休んでいた間の歴史をよく理解できるので、さっそく購入しました。ご興味のある方はぜひ手に取ってみてください。

また2022年6月23日・24日開催の日本司法書士会連合会第87回定時総会で承認された、あらたなる司法書士行為規範の発表が厳かに行われ、第1部が終了となりました。

第2部は会場を移して行われ、招待客も増えました。入り口には司法書士制度150周年を祝う氷の彫刻が飾られていました。当日のメインメニューはオマールエビのハーブソースと牛フェレ肉のパイ包み焼きでした。今日の懇親会は原則お酌は禁止。そうは言っても歴代の日本司法書士会連合会の会長や各会の会長を初め、各界の有名な先生たちが参集し、また実に3年ぶりにお会いする方々が大勢いるので、ずっと席にいるのは難しいものでした。

和歌山訴訟を担当していただいた大阪の木村達也弁護士にも本当に久しぶりに再会しました。そして歴代の司法書士会連合会の会長面々。リーガルサポートの歴代の理事長にもお会いしました。

第2部も小澤日本司法書士会連合会の会長が主催者を代表して挨拶をされ、その後上川陽子元法務大臣と公明党司法書士制度推進議員懇話会の大口会長からのビデオメッセージが流れました。日本弁護士会の副会長、日本司法支援センターの理事長、日本公証人連合会の会長、日本土地家屋調査士会連合会の会長の挨拶が続きました。

そして祝杯は相続登記促進親善大使で女優の高橋恵子さんでした。

その後3名の司法書士より社会貢献活動の紹介があり、また司法書士制度150周年の記念広報活動の報告が3名の司法書士よりなされました。みんなで歌った司法書士倫理の歌の動画も放映されました。

今回のこの集いの一番のメインは言うまでもなく女優の高橋恵子さんが出席されることです。地方に住む者にとっては、なかなか直に女優さんにお会いする機会はないので、こっそり近くまで行って拝見しました。白いロングドレスに身を包んだ高橋恵子さんは私より年上ですが、本当にきれいでした。今は司法書士会連合会の相続登記促進親善大使を担っています。その女優の高橋恵子さんと小澤連合会会長のトークセッションが第2部の最後を飾り、日司連の顧問の寺田逸郎氏の中締めで終了しました。

最後にこの司法書士制度150周年の年に司法書士であること、そしてこのコロナ禍のきびしい状況の中で無事に記念式典に参加できたことを誇りに思います。

それと同時に次の150年を担う若い司法書士の方々の多様な能力等を目の当たりにして、心強く思った1日でもありました。

## 後見制度に対する一考察（スポット後見人の必要性）

秋田県司法書士会副会長

司法書士女性会 幹事 布田日斗美

相続登記が義務化され、施行日が決まった。私は調停委員を6年間続けているが、最近遺産分割の調停事件が増えたような気がしている。また相続人の中に、高齢の方や精神疾患の方がいて、調停が予定通り進まないケースも増えている。代理人弁護士は申立人に対して後見人が必要と言っているが、本人は自分には後見人は必要ではないと申し出て、調停の期日が1年以上指定されていないケースもある。相続人の中の一人が行方不明で不在者の財産管理人を申し立てたところ、施設にいたことがわかり、後見開始の申し立てがされて、半年ぶりに調停が再開したケースも報告されている。遺産分割調停の当事者に後見が必要かどうか迷うケースもある。家庭裁判所には医師がいて、その医師に同席していただいて、意見を聞く経験も2度ほどした。その日は後見が必要ないと判断されても、調停が長びくと、その間に後見が必要とされる人も出てくる。実に4人もの当事者に後見が必要とされ、2年以上続いた遺産分割調停が先日取り下げとなった。遺産分割調停は最終的に審判になるので、必ず解決しますと相談者にはお伝えしているが、取り下げとなった場合、相続登記の義務化の過料との関係で困ったことにならないのか心配している。代理人弁護士の中には後見ではなく特別代理人を選任して手続きを進めたいという方もいる。地域によってはそれで手続きが進んだという話も聞いたことがあるが、秋田家裁で私が担当した調停の中にはそういうケースはまだない。

さて韓国には特定後見という制度があると聞いた。くわしい制度の内容はわからないが、日本でもある特定の法律行為のみの後見制度ができないか考えてみた。

後見制度の利用促進が進まない理由のひとつに、一度後見が開始すると本人の能力が回復しない限り、一生続くものであり、親族が必ず後見人になれるとは限らず、また専門職が選任されると報酬の問題が発生する。後見人を必要としている人が、必ず財産があるとは限らない。

例えば抵当権の抹消登記。この履行のみのスポット後見人の選任は考えられないだろうか。今後施行される相続登記の申告の登記。この申請のためだけの後見人の選任は考えられないだろうか。

私の所属する秋田県司法書士会で2021年度に会員に対し、家族等の反対で依頼者に後見の開始ができず、登記等ができなかった案件がなかったかアンケート調査を行った。登記の依頼全般という回答もあったが、その中で多かったのは、売買登記と遺産分割であった。個人的には売買の場合はやはり後見開始が必須であると思うが、遺産分割協議に対し、このスポット後見人の利用ができないだろうかと考察してみた。イメージとしては未成年者の場合や訴訟の場合の特別代理人制度である。未成年者の特別代理人は利益相反を想定して申し立てられるが、例えば未成年者が遺産分割の結果財産を取得したようなケースでは、その後の管理は親権者が行う。これをスポット後見人に適用すると、仮に不動産なり代償金を取得した場合その管理を誰がするのかという問題が生ずる。そこでこの遺産分割協議の場合原則取得は代償金に限り、その金銭は供託して、その後、後見が開始した場合は後見人が、相続が発生した場合は相続人が供託金を取り戻すという考え方はできないであろうか。ただしこの場合相続財産が本人が居住している自宅のみの場合、このスポット後見人での処理は難しいように思う。訴訟の場合の特別代理人は緊急性を必要とされているが、今後相続登記が義務化されると相続登記の申請に期限が付されることになるので、遺産分割調停にもある程度緊急性ありと判断されるケースが出てくるかもしれない。

できれば後見制度の利用促進のなかにこのスポット後見人の利用も含めて検討し、必要な時にだけ使えるような柔軟な後見制度について思案する今日この頃である。

寄稿

県司法書士会 布田日斗美副会長

所有者不明土地関連法の施行期日について

- 民法等の一部を改正する法律
- 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

【法律の概要】

所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

登記がされるようになるための不動産登記制度の見直し(発生予防)

土地利用に関連する民法の規律の見直し(土地利用の円滑化)

土地を手放すための制度の創設(発生予防)

- ①相続登記の申請義務化
- ②住所等の変更登記の申請義務化

- ①財産管理制度の見直し
- ②共有制度の見直し
- ③相続関係規定の見直し
- ④相続制度の見直し

相続土地国庫帰属制度の創設

①は2024年4月1日施行  
②は公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日(今後政令を制定)

2023年4月1日施行

2023年4月27日施行

24年から義務化

税がかけられている。その他、戸籍を集める費用や書類作成費用、申請費用などがあるが、戸籍をできる限り自分で収集するなど、工夫すれば費用を低く抑えることもできる。

まずは県司法書士会の「相続登記相談センター」の無料相談を利用していただきたい。電話は匿名で登記相談です。念のため、今後も「登記の仕事」と言えぬ「司法書士です」と言われるように、制度の周知と仕事の内容を理解していただくための努力していきたいと思う。

問い合わせは県司法書士会相続登記相談センター 0190・8004・0000。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面談による相談を休止している場合もあります。



ふた・ひろ・のり 58年札幌市生まれ。同在大卒。84年に司法書士の資格取得、妻修習を経て86年に独立。

88年に結婚と同時に秋田県へ。一時専業主婦をしていたが、資格を生かして03年に秋田市で司法書士事務所を開業。19年から現職。趣味は俳句、マンドリン、ヨガ、旅行、英会話。

相続登記をしましょう

司法書士としての資格を知っていますか。知人から「どんな仕事をしているの」と聞かれ、「なに」と答えたところ、「焼酎関係ですか」と確認されたことがある。登記を陶酔く間違えたのである。

その司法士制度が今年8月30日に150周年を迎える。歴史のある資格で、最近司法書士の知名度も上がってきたが、具体的にどんな仕事をしているのか、なかなか理解していただけない。100周年を節目として「司法書士とは相続登記」というキャンペーンを展開中だ。

さて昨年、相続登記が義務化されることになったのを存じなかったか。

簡単に言うと、誰かが亡くなったことを知り、その方が不動産を所有していたのを知った相続人は3

相談センター活用を

年以内に相続登記をしなければならなくなると、法律の施行後にはなくなったわけではなく、そのままに任せたままの人には適用される。相続人申告登記というものが創設され、相続人の負担軽減を考えられているが、受取10万円以下の過料が科される場合もある。2024年4月1日から正式に施行される。

県司法書士会では「相続登記相談センター」を昨年2月1日に設置した。相続に関する相談について、司法書士会館をはじめ、近くの司法書士事務所でも初回は無料(電話・面談のうち)で相談できる。すでに相続が完了している方は、24年4月1日の施行日待たずに早く早めに相談してほしい。

費用が心配な方も大丈夫。司法書士の費用には、自分で申請しても必ず負担する登録料が掛かっている。